

記者発表（発表・資料配付）				
月／日 （曜日）	事務所等名	電話	発表者（担当者）	その他の配布先
3／1 （火） 10:00	阪神南県民センター 西宮土木事務所	0798-39-6125	所長 一宮 大祐 （課長 宇都 善和）	—

土砂災害特別警戒区域等の指定案閲覧と説明窓口の開設について

苦楽園(3)Ⅰ（西宮市苦楽園二番町）およびシリツキ川Ⅰ（西宮市名塩3丁目）におきまして、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害特別警戒区域等を指定します。指定に対する理解を深めていただくために、下記のとおり指定の前に案を公表し、説明を希望する住民の方に対して説明窓口を開設します。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日までに意見書を提出することができます。意見書の提出があった場合には、後日、意見要旨と県の考え方を公表します。

記

1 指定しようとする区域

土砂災害警戒区域：1箇所（新規）

土砂災害特別警戒区域：2箇所（新規1箇所、改正1箇所）

指定区域の概略の指定区域図は、兵庫県ホームページ（「現在、指定に取り組んでいる地区」のページ）に記載しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15_00000002.html

2 指定案の閲覧

(1) 期間：令和4年3月9日(水)～3月23日(水)（土日祝は除く）

(2) 時間：9時～17時30分（12～13時は休憩時間）

(3) 場所：ア 阪神南県民センター 西宮土木事務所 河川砂防課（西宮庁舎5階）
イ 西宮市 夙川市民サービスセンター（夙川グリーンタウン1階）
ウ 西宮市 塩瀬支所（塩瀬センター1階）

3 説明窓口の開設

対象箇所	日時	会場
苦楽園(3)Ⅰ（西宮市苦楽園二番町）	3/12（土）14時～16時	①苦楽園市民会館
シリツキ川Ⅰ（西宮市名塩3丁目）	3/13（日）10時～12時	②名塩会館

※お住まいの箇所での開催日時にご来場が難しい場合は、別の説明会会場にお越し下さい。

4 意見書の提出

(1) 様式：閲覧場所及び説明窓口の会場に備え付けの様式

兵庫県ホームページ（「現在、指定に取り組んでいる地区」のページ）からも取得できます。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15_00000002.html

(2) 提出方法：ア 郵送・FAX・E-mail

イ 説明窓口の会場や閲覧場所に設置する意見箱への投函

(3) 提出先：〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

阪神南県民センター西宮土木事務所 河川砂防課

（電話）0798-39-6135

（FAX）0798-23-7791

（E-mail）nishinomiyaoboku@pref.hyogo.lg.jp

(4) 提出期限：令和4年3月23日（水）

(5) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、2に記載している閲覧場所及び県ホームページへの掲載により公表します。

説明窓口会場の位置図

会場：苦楽園市民会館
(西宮市苦楽園五番町3番25号)
時間：令和4年3月12日(土)
14時～16時



会場：名塩会館
(西宮市名塩2丁目9番38号)
時間：令和4年3月13日(日)
10時～12時

